

第2章 高齢者の代理人等による預金取引における法的課題

東京大学 沖野眞巳

判断能力の低下した高齢者の預金取引について、本人による払戻等には法的な効力に疑義が生じることを受け、法的な安定性をもって預金取引ができるための方策として考えられる代理人等による取引をめぐる民法上の課題について検討する。

1 はじめに

(1) 預金取引の特殊性と問題状況

高齢社会を背景に、預金者が高齢となり、判断能力の低下や、さらには意思能力の喪失に至る状況において、預金取引につき、金融機関としてどのように対応するかが問われている¹。

このうち本稿で扱うのは、加齢により高齢者本人が取引をすることが困難であり、そのため第三者が行為をすることになる場面である。このような場面としては、認知症等による判断能力が低下し意思能力を欠く状態にある場合のほか²、身体的な能力低下から金融機関の店舗への来店が困難となる場合もある。両方の事情があわさる場合も想定される。本人自身による取引が困難となっている点はいずれにも共通であるが、その原因や事情は異なる。前者の場合は、意思無能力ゆえに単独で有効に法律行為をすること自体に支障が生じているのに対し、後者の場合は、本人は単独で有効に法律行為をすることに法的な支障はないが、事実上の行動の制約ゆえに本人以外の者に行為を委ねることを余儀なくされている。そのため、いずれの場合においても、本人以外の者が、本人に代わって行為をすることになるが、後者にあつては行為者に行為をさせる本人の意思（代理権の授与）があれば行為者の行為が有効な法律行為として本人に効果が帰属することになるのに対し、前者にあつてはそのような本人の意思があつてもなお有効な法律行為とはならないことになる。取引の相手方すなわち金融機関側から見れば、取引に現れた者が、本人であるのかを確認したうえで、本人でない場合には、本人から行為の権限が与えられているのか（本人の意思）を確認するだけでなく、本人がそのような権限を与えることができる状態であったのかも確認するのであれば、万全ではないことになる。

意思無能力と判断される場合には、本人はもとより、本人から代理権を与えられた任意代理人も代理権授与が意思無能力の状態でされていたとすれば権限を有しないため、万全を期するには成年後見制度によることになる。相手方たる金融機関としては、後見開始の審判を

¹ 金融審議会市場ワーキング・グループ報告書——顧客本位の業務運営の進展に向けて（令和2年（2020年）8月5日）14頁。

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20200805/houkoku.pdf

² 判断能力が低下しているが、意思能力を欠くには至らない場合は、本人がする法律行為は無効にはならず、取消しのできる行為ともならない。本人の保護の必要から保佐開始の審判や補助開始の審判（同意権付与）がされた場合に、保佐人や補助人の同意なくしてした行為が取り消すことのできるものになるとどまる。これらの場合は、本人自身が行為者であることから、本稿では対象としない。

受けて成年後見人による取引行為を促すか、もし予め本人が任意後見契約を締結し任意後見登記をしていたなら、その発動を促すべきことになる。もっとも、後見開始の審判の申立人は限定されており、既存の取引（預金取引）の相手方とはいえ金融機関は申立権を有しないから、所定の親族等（民法7条）や市町村長（老人福祉法32条）の申立てを待つほかない。任意後見契約の効力発生をもたらす任意後見監督人の選任の申立てについても、所定の親族等の申立て（任意後見契約に関する法律4条1項）を待つほかない。

任意後見契約は予め本人がそれを締結している必要があるが、任意後見契約の締結は普及しているといえる状況ではない。勢い、本人の意思能力が疑われる場合には、法定後見に依拠することになる。司法統計によると³、令和3年12月末時点における成年後見制度（後見のみならず、保佐、補助、任意後見を含む）の利用者数は合計で24万人弱である。主な申立ての動機は、預貯金等の管理・解約が最も多く、預金取引の必要から成年後見制度が利用されている状況がうかがわれる。その一方で、日本における認知症高齢者（65歳以上の認知症の人）の数は2020年段階で約600万人という推計の数字もあり⁴、それに照らすとその利用はなお限定的である⁵。さらに、行為能力の広範な制限、判断能力の段階に応じた1対1対応の類型という法定後見制度の特色から、主として預金等の取引への対応を念頭に置くゆえに、それ以外も含めて行為能力を制限し、また第三者に権限を与えることになる法定後見（特に後見）の利用がためられることも想定される⁶。

成年後見制度が利用されていない場合、意思能力を欠く者との取引（法律行為）は無効であるため（民法3条の2）、取引の相手方としては取引を拒絶するほかない。預金取引についても、意思能力を欠く以上は、その者とは有効に取引ができないとして、払戻しを停止したり、預金口座を凍結したりすることになる。しかし、預金取引には、このような対応を直ちに正当化することを困難とする、特殊性がある。すなわち、①一般に、金融機関の社会的責任、②金融取引に関わる者としての「フィデューシャリー・デューティ」、そして、③特に預金取引については、現在の社会において、預金自体が有する「財布」機能という事情がある。これらの事情からすると、少なくとも、預金の出し入れについては、判断能力が低下しても、さらには、意思能力が喪失した（常況にある）ときも、生活のための、「財布」としての預金の機能を、相当程度に発揮できるように、配慮する必要があると思われる。

（2）対処方法

判断力が低下し意思無能力の状態にある高齢者の預金取引については、成年後見制度を利用することが、本筋の方法であり、申立権を有しない金融機関としては、その申立てを促

³ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」（裁判所HP）（直近のデータとして令和3年1月～12月：<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/20220316koukengaikyoku-r3.pdf>）。

⁴ 内閣府「平成29年度高齢社会白書」（https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/zenbun/pdf/1s2s_03.pdf）21頁・図1-2-3-2。また、同「令和3年版高齢社会白書」によると、要介護認定を受けた人が、平成30年度末で645.3万人、そのうち認知症が介護が必要になった主な原因であるのが18.1%である。

（https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2021/html/zenbun/s1_2_2.html）

⁵ 樋口範雄・超高齢社会の法律、何が問題なのか（朝日選書）74～75頁も参照。

⁶ このほか、裁判所の手続による公式な宣明に対する心情的な抵抗感や報酬等のコストの問題なども、利用に制動する。

すのが対処方法であった。しかし、申立権者が申立てをしない場合や、あるいは申立てがされても成年後見の発効つまり権限のある代理人の登場までの間に、預金取引を拒絶ないし停止してよいかといえ、それも問題である。そのため、このような場合、すなわち、成年後見制度が利用されていない場合についての対処方法をさらに検討する必要がある⁷。

以下では、事前のアレンジメントによる対応として、預金取引に限定した代理人指定という方策について検討し⁸、関連して、将来の本人への委託、金融機関への委託という考えについて言及し、次に事前の金融機関とのアレンジメントがない状態で、本人以外の第三者が預金の払戻等を請求した場合の金融機関の注意義務について近時の裁判例をもとに考察する。

2 代理人の指定——事前の預金口座の代理アレンジメントの可能性

判断能力が減退し、意思無能力となったときには、本人がした法律行為の効果は無効となるため、必要な法律行為を行うには代理人によることになるが、意思無能力となった段階では代理権授与行為も有効になしえないことになるため、法定後見制度によるしかない。そこで、本人がこのような状態になる以前の意思能力に問題がないと判断される段階で、予め代理人を選任しておくことが考えられる。成年後見制度のうち任意後見契約はそのような手法の1つであり、国家の監督がセットになったものであるが、その利用はなお低調であり、また、発動をめぐる問題もある。そこで、それぞれの取引に特化して、当該取引については予め代理人を選任し、相手方たる金融機関等に通知しておくことが、簡易な方法として行われる。生命保険や信託においてみられるものであるが、預金取引についてもこのような代理人指定ないし代理人届がある。預金契約における代理人指定、つまり、「一定の事情がある場合に本人の指定する者が取引に関与できる制度を定めた約定」⁹については、口座管理上の負担が金融機関に生じることやトラブル回避等の観点などからあまり普及していないという指摘もあったが、他方、銀行によっては、周知活動・啓蒙活動により相当の件数の指定

⁷ 本人以外の第三者が代理人として登場する場面としては、成年後見制度が利用されている場合もその1つである。後見開始の審判がされた場合の成年後見人や、保佐開始の審判がされるとともに個別の代理権付与の審判がされている場合の保佐人や、任意後見契約が効力を生じた場合の任意後見人が、本人の代理人として行為をする場合である。これらの場合においても、それぞれの権限についての確認等の留意事項があるが（詳細は、日比野俊介「金融取引における高齢者対応の現状と課題」金法2019号29頁（2019）、谷健太郎「超高齢社会における金融業務のあり方——金融業務の代理等」金法2146号4頁（2020）、両部美勝「高齢者との金融取引上の留意点」金法1956号12頁（2012）等参照）、本稿では対象としない。

⁸ 意思無能力への対応のためというのではなく、能力のある段階から第三者による払戻等を可能にしているものに、代理人カードや家族カード（金融機関によるがクレジット機能も利用可能なようである）がある。これらが発行されている場合、それらは本人の意思能力の喪失の状況に対応することを想定したものではない。また、本人の意思能力の喪失は当然には代理権の消滅をもたらさない。そうだとすると、これらのカードを用いて、本人の代理人として出金をする場合、機能的には、本人の意思無能力に対応した措置として働きる。家族カードや代理人カードは、もともと、家团的処理や夫婦であれば日常家事代理を基礎にしたものと見ることもできる。

⁹ 桜井達也「高齢預金者との金融取引——高齢者保護の観点から——」金法2105号17-18頁（2019）。

があるという紹介もある¹⁰（なお、末尾の付記を参照）。

以下では、金融機関として、預金契約に関して「代理人指定」ないし「代理人届」の制度を用意するとした場合に考慮すべき点について、専ら民事法上、預金契約の特約設計という観点から検討する。

（１）代理権授与行為

代理人の指定や届出を本人が金融機関に行くことは、事実の通知にとどまり、それによって代理権授与の効力が生じるわけではない（代理人は権利を得るわけではないし、義務を伴うのはもちろんであるから、第三者のためにする契約の構成もとることはできない）。代理権を指定された・届け出られた第三者に与えるためには、代理権授与行為が必要である。代理権授与行為については契約であるのか、単独行為であるのかの議論がある。代理権授与行為が契約であるとするならば、代理権授与契約が成立するためには、代理人となる者の承諾が必要である。預金契約時ないし代理人指定行為時に、代理人を特定して、かつ、代理人となる者の承諾が必要となる。これに対し、代理権授与行為が、単独行為であるという法律構成による場合も、単独行為であるとしても相手方のある単独行為であるから、代理人となる者に対して意思表示がなされる必要がある。したがって、代理人指定・代理人届出による対応の場合には、意思能力のある段階で、被指定者・代理人となる者の承諾を得る必要がある（単独行為であるとしても通知が必要であり、また、実際に代理人としての活動を期待できるようにするためには、その同意が必要となる）。一方的に指名だけしておき（本人・金融機関の行為のみ）、代理人を必要とする事態になった段階で、指名された者に通知するというのでは、たとえ被指名者の承諾が得られたとしても、その時点で本人が意思能力を欠いていたとなれば、代理権の存在が揺らぐことになる。ニーズとしては、代理人となる者を段階的に指定しておく（順序をつける、代理人となる者の状況等についても条件を付けておくなど）ことも考えられるが、その場合も、代理人となる者の承諾を本人に意思能力がある段階で得ておく必要がある。そうだとすると、代理人指定や代理人届出においては、代理人となるべき者が承諾していることを示す内容も盛り込む必要があるだろう。そうでなければ、必要となった時点で、被指定者に対し、本人が意思能力を失っていない状態で代理権授与行為がされたことを別途確認する必要がある。

将来の変化を考えると、指定時点で信頼できる主体として指名した第三者（被指名人・予定代理人）が、いざ必要となった時点で、信頼でき預金取引を委ねられる主体として存在し続けているかは確実ではない。代理人指定については当然変更の余地がある。基底をなす代理権授与自体について別の主体に変更されている（委任契約の解除と別主体との新規契約の締結）可能性もある。そのような可能性を考えると代理権の存在の定時確認も考えられてよい。本人たる高齢者を取りまく人間関係を含めた状況の変化を考慮し、本人の望む主体にいざというときの取引を委ねたいという意味での意思尊重の重視にもつながる。たとえば、毎年の確認通知なども考える。インターネットの場合に画面表示で、代理人指定のされている取引であること、誰を代理人としているかを確認できる仕組みを設けるなども考える

¹⁰ 両部・前掲注（７）８頁。日比野・前掲注（７）３３頁も参照。

る¹¹。

(2) 代理人となりうる者の範囲

代理人となりうる者の範囲について、親族、同居者などの範囲設定をするかどうかとも問題となる。なお、本人が誰を代理人とするかは本人の自由であり、金融機関が制約をかけられる性質のものではないが、予め代理人指定・代理人届出制度の利用についての条件として、代理人となりうる者を一定の範囲の者に限定することは考えられる。独居者や身近に親族のない高齢者が増加していることから、信頼できる友人、身近な知人に委ねたいという場合もありうる。一方で、悪用・消費者被害のおそれもある。これらを勘案すると、デフォルトとしては、親族、同居者などの範囲に設定したうえで、特に個別に事情がある場合にそれ以外の者を定めることも可能とするなども考えられる。また、専門家(弁護士、司法書士など)もありうるだろう(これらの者の場合は、意思能力喪失段階で発動する代理というよりも、それ以前の能力を有する段階からの委任・準委任契約(いわゆるホームローヤー契約)の締結のほうがより想定されるのかもしれない)。

(3) 代理権の範囲

代理権の範囲は、代理権授与行為によって定まるのが原則であるから、日常的な預金の管理や払戻しに限定されず、非通例的な支出のための払戻しや、口座の解約、新規取引など、さらには投資性ある商品の取引なども、代理権授与行為によって権限が与えられれば当然代理権を有することになるのが原則である。

しかし、代理人指定・代理人届出で想定されているのは、本人が意思能力を失っている状態において、成年後見制度によらずに、あるいはそれを利用するまでの間、その生活を営むのに必要な日常的な預金の管理や払戻しや、それを原資とした生活費の支出や医療費等の支出を可能とするための代理人の利用であり、金融機関の対応である。

任意代理制度においては、代理人の行動の適正さの確保・監督は、本人が担う仕組みである。本人の意思能力の喪失は、直ちに、代理権の消滅や委任契約の終了をもたらすものではないが、監督の仕組みという重要な部分において欠落を生じることになる¹²。任意後見契約制度は、この部分を国家の監督(任意後見監督人の家庭裁判所による選任、最終的な家庭裁判所による監督)をもって対応するものであり、また、監督の仕組みが用意されることの代理制度にとっての重要性を如実に示すものでもある。

このような本来、任意代理において予定される本人による監督機能を期待できない状態にあることを考えると、代理権の範囲を限定するのがその一つの対応といえる。この観点から、基本的には、日常的な預金の管理や払戻しについての代理権とすることになろう。使途、回数、金額などによる制約が考えられるが、いずれも、定型化は難しい。代理人指定時・届出時に本人の生活状況の見通しや意向から、本人が複数の選択肢から選択する形なども考えられる(後記3(2)も参照)。

¹¹ このような扱いは管理コストの増加につながるため、特約付き商品として、管理料に反映させることも考えられる。

¹² 本人の意思能力喪失により任意代理人の代理権は当然消滅するという見解もある。主眼はその場合の監督の仕組みにあり、任意後見制度の創設を支える問題意識でもあった(平成11年民法一部改正法等の解説(2002)373頁以下参照)。

定期預金の解約や普通預金の口座解約は、既存口座への預入やそこからの払出しに比較すると、定型性や日常性の点で離れていくけれども、預金の管理の一環として通常想定されるものと考えられるので、権限の範囲として用意してよからう。

入院費、手術費などの日常的ではない一時的な支出であるが、急を要し、必要があるような支出のための払戻し（あるいは口座解約を経ての払戻し）については、使途による限定の中で、代理権の範囲に加えることが考えられよう。

なお、使途、金額、回数による限定をかける場合、具体的な代理行為においては、その限定に沿ったものであることの確認を要することになる。

（４）代理権の現実化、代理人指定の発効の要件・時期

いつから代理人指定が効力を有し、指定された代理人が預金の管理・払戻権限を有するようになるか、そのための条件や時期の問題がある。本人の能力減退に備えるものであるから、本人の能力が減退したときが想定されるのだが、それを判断するのは難しく、また、その申出を誰が行うのか、という問題もある。本人、または代理人として指定された者の申出により、医師の診断書や面談によって本人の判断力の状況を確認するという方法が、端的な方法である。また、判断の困難さや診断書等のコスト面を考慮するならば、端的に判断力の状態をトリガー事由とするのではなく、より定型的・客観的に判断が可能な一定の事象にかからしめることも考えられる。代理権をどの段階で与えるかも本人の選択であり、本人が十分な理解のもとで選択するなら、その効力を認めてよい。一定の事象として、たとえば、「後期高齢者の年齢に達したときは、異なる個別の申出がない限り、指定された代理人による代理行為を認める」といった形で定めることが考えられる。その場合、当該年齢に達する前、1年や半年の段階で、個別の申出の有無を確認し、また、その後も、毎年、確認のための通知を出すことなどが考えられる。仮にその段階で、判断能力が減退していたときは、まさに発動すべき段階であるし、そうでなければ、本人の申出に依拠してよいことになる。

仮に、そのような年齢で一つの線を引く場合、当該年齢に達する前に判断能力の減退があった場合への対応の問題が生じる。そのため、判断能力についての具体的なチェックの結果、所定の判断能力の状況にあると判断される場合と並列させる必要があるだろう。

（５）代理人の行為の適正確保のための措置（あるいは、ある程度の安心のための周辺措置）

任意後見契約の場合、本人による監督の代替措置が国家による監督であり、具体的には後見監督人による監督（ひいては家庭裁判所による監督）である。代理人の行為の適正の確保の観点からは、監督者や保護者の指定も考えられるところであるが、そもそも、成年後見制度の利用がない、あるいは利用までの暫定的な措置という位置づけであり、現実的ではない場合が多からう。そうすると、それに至らないまでのチェック措置を構想することになる。本人側でのチェックのための措置として、本人（意思能力を喪失しているとはいえ）または本人が予め指定した者への、代理人による払戻しや取引ごとの通知が、最低限必要であると解される。

金融機関側としては、代理人の行為が、本人が予め選択した代理権の範囲であるかの確認を行う必要がある、その中には、使途についての確認が必要となることもある。払戻請求に対してそのような調査確認のための時間が必要であるかもしれない。それを考えると、代理

人の払戻請求に対して、調査確認のための短期の期間（数日など）を経て応じる旨を定めておくことや、代理人に対し調査確認のための書類等の提出を求める旨なども定めておくことが考えられてよいように思われる。

また、確かに、代理人指定・代理人届出は、本人が代理人を選任し、それを通知しているという性質のものであるが、しかし、法定後見の隙間を埋める機能や、任意後見制度の簡易代替措置として機能すること、また、金融機関側からその社会的責任等も考慮して用意する制度であること、代理人として想定されるのは主として家族の一員や身近な知人であるなどの非専門家であることに鑑みると、代理人の立場や地位、具体的には、善管注意義務を負うこと、本人の利益を図るべきことなどについて、代理人に対する適切な情報提供を金融機関が行うことが求められるのではないかと思われる。代理人に対する一種の規律づけの役割（その一端）を担うことが期待される。

（6）終期

代理人指定・代理人届出が、成年後見制度による対応を本筋とするものであるという想定からすると、法定後見制度や任意後見制度が発動したときは、代理人指定・代理人届出による代理権は消滅する（あるいはその後の状況の変化の可能性も想定すると、停止する）ものとして設計することになる。

3 将来の自分への委任¹³

（1）意思能力の有無の判断、意思無能力の場合の行為の効力

本人が意思無能力となった段階で、預金取引をしても、それは無効であるから本人が行うことができないことを前提に、本人が意思無能力の状況下で必要な取引を、成年後見制度によらずに、預金取引において予め用意しておく方策として、代理人指定・代理人届出（特約）を検討した。

しかし、その前提である意思無能力について、また、本人が有効な行為をすることができないという点についても検討しておく必要がある。

というのも、第1に、そもそも、預金取引のうち、たとえばごく日常的な預金の払戻しについては、意思能力があることが多いと思われる。すなわち、意思能力の定義は民法にはなく、「自己の行為の法的な結果を認識・判断することができる能力」とか「自己の行為の利害得失を判断する知的能力」を意味するとされ、一般的には、おおよそ7歳から10歳の子供の判断能力とされている。しかし、その基準は行為の種類・内容によって異なり、問題となる法律行為の重要性と複雑性によって異なると考えられている（相対的意思能力）。当該法律行為が重要であるほど慎重に判断する力を要し、複雑であるほど生じうる結果を判断するには高度の能力を要する。たとえば、売買の買主であれば、買った物の所有権を取得し、その代わりに代金を支払う義務が生じることを認識することができる能力といわれる¹⁴。このような意思能力についての理解に照らすと、預金の払戻しについては、それによって、

¹³ 自己決定の尊重という観点から、将来の自己への委託という構成を打ち出す、山下純司「高齢者の金融取引と自己決定権」金法2119号44頁（2019）。

¹⁴ 以上につき、四宮和夫＝能見善久・民法総則（第9版）44頁（2018）、佐久間毅・民法の基礎I 82頁・84頁（2020）参照。

預金残高を減少させ、預金債権の減額となり（法律構成は更改など）、その反面において現金を得るという結果を認識し、理解することができるなら、その意思能力はあると評価できる。そして、通常は、そのような行為の最低限度の結果を認識し、理解することなく、預金の払戻しを窓口で申し出たり、あるいはATMを用いて出金をすることは考えにくく、本人がそのような行為をすることができる場合には、基本的には、意思能力はあると考えられるのではないか。¹⁵

第2に、現行民法では、成年被後見人の行為能力に関して、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」については行為能力の制限を受けないと定められており（民法9条ただし書）、この規定を政策的な規定、すなわち、意思能力がないときも日常生活を行うことができるようにするための規定と見る考え方がある¹⁶。このように民法9条ただし書を理解するときは、同規定を意思能力に関しても類推適用し、「日常生活に関する行為」の範疇では意思無能力であっても有効に行為ができる（9条ただし書に該当する場合の3条の2の適用排除）、あるいは、意思能力を相対的に行為の類型によりその具備の基準が異なりうるという見解のもと、預金の出し入れも「日常生活に関する行為」といえる範囲では、行為といえるだけの認識を備えている限りは、意思能力があるものと認める（さらにはその行為ができたことが意思能力を有することを示しているものと認める）ことが考えられる¹⁷。

その場合、次の問題は、どの範囲であれば、「日常生活に関する行為」といえるかである。「日常生活に関する行為」の範囲は、その趣旨を日常生活遂行上の便宜から意思能力がない場合にも有効に行為ができるとするものとするものとするなら、その範囲は、日常生活を送るために必要不可欠な行為と考えることになる。これに対し、自己決定の尊重ととらえるならその範囲はより広くとらえるが、しかし、そのためには基礎となる意思能力の存在が前提となる¹⁸。

（2）将来の自分への委任

このように意思能力の判断基準や民法9条ただし書を政策的な規定と見ることで、少なくとも、日常生活に関する行為に該当する預金取引は、認知症等による判断能力の非常な低下がある場合でも、本人が有効になしうる行為と見ることができる。しかし、意思能力の判断をめぐる不透明さや、民法9条ただし書についても、別論、すなわち、同規定は、日常生活に関する行為については意思能力がなくてもよい、あるいはそれを不問とするというものではなく、日常生活についてはなお意思能力がある場合の規定であって、自己決定を尊重するべく設けられた規定であるという理解があること¹⁹、さらにそもそも何が「日常生活に関する行為」の範疇であるかも明確ではないことに鑑みると、本人の日常的な行動の保障と

¹⁵ インターネットの場合には、振込はできても、出金は考えられないが、これについても、最低限度の結果を認識・理解せずに、操作ができるとは考えにくい。

¹⁶ 佐久間・前掲注（14）94頁、四宮＝能見・前掲注（14）72頁参照。

¹⁷ 佐久間・前掲注（14）94頁、四宮＝能見・前掲注（14）72頁。

¹⁸ 佐久間・前掲注（14）94-95頁参照。

¹⁹ 佐久間・前掲注（14）94頁参照。立案趣旨は、自己決定の尊重の理念、その下位概念であるノーマライゼーションの理念に基づいて、本人の日常生活に関する行為については、本人の自己責任に委ねることとされたと説明されている（前掲・平成11年民法一部改正法等の解説82頁）。

いう政策的観点を打ち出すとともに、「日常生活に関する行為」の事前指定により、予め、本人が許諾し、その範囲では、いわば自己に代理権を与えたものとみて——もとより、法律構成が自身の代理となるわけではない——、その範囲では、意思能力の有無を具体的には問わないものとする（ただし、このときも、行為としての認識は必要であり、そうでなければ行為とはいえない）ことも考えられる。これも法律構成としてそうだと言うわけではないが、いわば、将来の自分への委任ということになる²⁰。

このように、予め、判断力が十分にある状態のもとで、「日常生活に関する行為」として、意思能力を具体的に問題とせずに預金取引ができること、また、その範囲を予め本人が指定しておくことが考えられる。試みにイメージを示してみよう。

①「日常生活に関する行為」として、例えば、一般に当該世帯の生活費を勘案して、その範囲での出金（1か月を基準として、〇円）をデフォルトとして設定し、預金口座開設の際に、あるいは、取引継続中の預金者に十分な判断能力がある段階で、「基準となる期間（1週間または1か月など、1か月を超えない程度を想定）、払出の回数、総額」を選択してもらう、などが考えられるのではないか。もちろん、本人の選択とはいっても、自分自身の判断能力が低下した段階でのことであるから、自由に決められるわけではなく、たとえば、上限として、総額については、デフォルトの2割といった範囲設定や、あるいは、具体的な本人の生活費を示せば、それを上限とするなどの範囲設定をすることが考えられる（なお、生活費分となると、自動引落としやクレジット決済によって、日常生活の相当の費用が決済されているときは、その、たとえば、1か月の平均額や最低額を控除した額とすることが考えられる。このときの前提は、自動引落としやクレジット決済は、そのまま継続されるという想定である）。

②一般に、「日常生活に関する行為」としては、日常の生活費の支払い（光熱費の支払いなど）があり、それに必要な預金の払戻しは、これに該当すると解されている。日常の生活費の支払いの原資の払戻しは、一連の支払行為とみられているが、このような取決めの特徴は、使途と切り離しての払戻しを、「日常生活に関する行為」と見る点にある（したがって、具体的な使途のチェックは不要となる）²¹。

③このように生活費相当額の払戻しを「日常生活に関する行為」と扱うことができるとしても、複数の金融機関に預金口座がある場合に各別の設定でよいかという問題がある。制度上、可能なら、クレジットの場合のような総額方式が望ましいが、制度的に難しい場合は、各別とし、かつ、自己申請（他に同様の設定をしているかどうかを問い、していないというチェックがあれば、認めるなどといった手法）で、当面の対応とすることはできないだろう

²⁰ 代理人については制限行為能力者であっても行為能力の制限を理由にその行為を取り消すことはできないが（民法102条）、意思能力は必要というのが一般的な理解である（四宮＝能見・前掲注（14）370頁）。これに対し、意思能力を要する理由が意思の不存在ではなく意思無能力者の保護に求めるならば、民法102条の趣旨から、必ずしも意思無能力者の行った代理行為を無効とするべきではないという考え方もある（佐久間・前掲注（14）262頁参照）

²¹ 後見制度支援信託や後見制度支援預金において、生活のための経常的・定期的な支出が家庭裁判所の指示書によって指示されている場合にその指示に従って払い出すことになるが、その指示が、本人の預めの指示によって代替されているというイメージである。

か。

④このような指定をする場合、いつから発動するのかという問題がある。実際に、判断能力が低下したときを基準とすると、本人が判断できないことが懸念される。ここでも、例えば、後期高齢者年齢に達したとき、といった一律の基準を、これもデフォルトとしたうえで、オプトアウト方式（本人の申出による、発動期の1年ごとの延期など）が考えられないだろうか。

⑤口座開設時ないしは設定時からの変動への対応がある。生活費としての必要額の増減などである。定期的な確認・見直しのための通知などが考えられる。

⑥日常生活費を超える支出についての対応の問題がある。これについては、別途の対応によらざるをえない。支出の費目として、性質上典型的に想定できるのは、医療費、介護費、施設入居の場合の入居費であろう。これらの費目については、予め、請求書払いなどの振込指定を組み合わせることも考えられる。

（3）金融機関自体が受任者となる可能性

医療費や施設入居費などの一定の種類・範囲の支出について、本人の具体的な指示がない場合にも、支払先からの請求書の提出に加え、当該口座から直接支払先に振り込む対応をするならば、本人のために、本人が負担する（典型的）債務の弁済のための預金払戻しであれば事務管理が成立し、その費用償還請求権と預金債権との相殺という法律構成も提唱されている²²。

このような構成については、金融機関の善管注意義務の問題や、事務管理が銀行業（その付随業務）に該当するかといった問いかけがされている。

事務管理という場合、開始と終了がいつになるのか、継続義務の問題もある。終期については、後見までのつなぎとしての対応として、後見開始や死亡まで、ということになるだろうか。

善管注意義務については、個別に本人に確認することや、そのための通知を行い（意思無能力の懸念があるが、それでも念のため）、債務負担の事実および振込先口座の真正さを請求書作成先に確認するなどの対応が必要であると思われるが、加えて、いったん事務管理を開始すると継続義務との関係も問題になる。事務管理が、個々の支払単体であればそれで完結するが、一度、支払いを行うことで、少なくとも一定の種類の債務についてはその支払いのための預金の払戻しおよび振込という預金管理関係の事務を開始したことになるのではないか。そうすると、事務処理の範囲の問題も生じることになる。

事務処理の性質として、第三者弁済（+求償）と見るなら、預金口座からの振込処理ではなく、銀行の固有の振込があり、直ちに相殺処理という扱いとなるのではないと思われる。そのような構成が、実際の処理と合致しているのかも問題となろう。

以上を考慮すると、振込委託として法律構成をし、予めの委託を受ける方法のほうが、相対的に難が少ないのではないか（現在でも、自動引落としが行われており、これに類する処理を、予めの指定する形でできないだろうか）。

4 事前の預金口座の代理アレンジメント不存在の場合の預金払戻への対応

²² 桜井・前掲注（9）25頁。

預金口座について金融機関との間での事前のアレンジメントが存在しない場合に、加齢により本人の預金払戻しが困難となり、本人の世話をしている者や身近な者が、本人に代わって預金の預入れ、払戻し、解約などの預金取引を行う場合がある。このとき、本人により有効に代理権授与が行われているならば代理人としての取引となる（なお、使者の可能性もあるが、本人から使者として委託されていることが必要であり、構造は代理人の場合と同様である）。これに対し、代理権授与が行われているが、本人が意思無能力の状態では代理権授与が行われていたために無効であるような場合は、その者の行為は無権代理行為となる。また、そのような代理権授与はなく、事実上本人の利益のために行っているときは事務管理となるが、事務管理によって代理権が生じるわけではないため、その場合はなお無権代理となる。

金融機関側から見れば、来店者が本人かどうかの確認がまず必要であるが、本人でないという場合、有効な代理であればそれに対する拒絶は債務不履行責任を生じさせるし、応じたときは有効に本人に効果が帰属するのでなければ無効な弁済となり、いわゆる二重弁済となる可能性がある。民法 478 条により有効な弁済となる余地があるが、金融機関は善意・無過失でなければならず、結局は、どのような確認措置をとったのか、求められる注意義務の水準・内容を備えたものであったのかが鍵となる。

近時の裁判例に、認知症の高齢者（本人）を何くれとなく世話をしていた近親者による預金の払戻しの効力が、本人の死後に相続人との間で争われたものがある（東京地判令和元年 6 月 6 日金判 1571 号 14 頁およびその控訴審である東京高判令和元年 12 月 18 日金判 1593 号 20 頁）²³。同事件では、取引先金融機関が複数あり、本人と判断したか代理人と判断したかを含めて具体的な対応に違いもある。そこで、事案の詳細に立ち入ってその内容をみておきたい。

（1）東京地判令和元年 6 月 6 日金判 1571 号 14 頁・東京高判令和元年 12 月 18 日金判 1593 号 20 頁の概要

【事実】

預金者 A は、Y1、Y2、Y3 銀行（以下、「Y ら銀行」という）に、それぞれ預金口座を有していた。

A が死亡し、A の弟の子ら（2 人・X1 と X2。あわせて X ら）が、代襲相続人として登場し、A の生前および死後に払い戻された預金につき、遺産分割協議を経て、各自、2 分の 1 を取得したとして、Y ら銀行に対し、払戻しを求めるとともに、A 名義の口座から預金（総計 3232 万 4624 円）を引き出していた、A のいとこおよびその妻（配偶者）である Y4、Y5（以下「Y4 ら」という）に対し、払戻金についての不当利得返還を求めた事案である。

A は、平成 23 年 3 月 11 日、貧血とこたつでの両下腿低温熱傷のため、自宅から病院へ

²³ これらの判決やそれを踏まえた課題の指摘、実務対応の提言について、桑田誠「来店できない高齢者の代理人への預貯金の払戻しをめぐる問題——東京地裁令和元年 6 月 6 日判決を踏まえて」銀行法務 21・846 号 16 頁（2019）、田中克洋「受領権者としての外観を有する者に対する窓口払いと過失の有無」金法 2134 号 68 頁（2020）、浅井弘章「貯金者以外の者による預金払戻しにつき、金融機関に民法 478 条の過失が一部認められた事例」銀行法務 21・868 号 27 頁（2021）参照。

救急搬送された。4月4日まで入院した後、退院と同日に、老人保険施設に入所した。また、5月31日から6月27日まで、再度入院した。Aは、平成25年5月4日に死亡した。

平成23年3月11日時点で、Aは、Y1銀行に普通預金696万579円、Y2銀行に普通預金879万194円、定期預金(2個、元金252万901円、元金350万円)、貯蓄預金61万5720円)、Y3銀行に通常貯金912万3598円を有していた。

Y4らは、Aが一人暮らしとなった平成15年以降、墓参り、買い物、病院へ連れていく等の身の回りの世話をするようになり、また、Aから呼ばれて外出するなど一緒に過ごすこともあった。Aは、平成23年2月頃、体調を崩したことから、医療費等に充てるため、金融機関の通帳とその届出印をY4らに預けた。

平成23年3月11日、Aが自宅で倒れているのを発見し、救急搬送の手配をした。Y4は、同日の入院に際して、入院診療計画書や室料差額承諾書に署名し、Y4らは入院時サマリーにおける連絡先となり、輸血に関する同意書に署名し、その後も、Y5が退院支援計画書、介護支援連携書に署名した。また、Y4はAの同年4月4日の施設入所に際し、入所手続きを行い、「キーパーソン」となるなどした。また、Y4らは、同年5月31日の入院に際して、入院時サマリーにおける連絡先となり、診断・状況説明を受け、リハビリテーション実施計画書等に署名した。

一方、Y4ら(実際の行為はY5)は、平成23年3月11日から、平成25年5月2日までの間に、Yら銀行から、Aの通帳および届出印鑑により、窓口で、預金の払戻を受けた。また、Y2銀行においては、定期預金を解約して普通預金口座に入金し、また、Y3銀行においては、最終的に口座を解約している。なお、A生前のY5によるY1・Y2銀行での預金の払戻請求は、いずれの回も100万円未満であった。

Y4ら(実際の行為はY5)は、平成25年5月7日に、同様の方法で、Y2銀行から310万円を、また、P信用金庫から40万円を、それぞれ引き出した。

Y4らは、平成25年6月27日に310万円を、7月4日に45万円を、Xらの母親名義の口座に振り込んだ。

【一審判決】

一審判決は、金融機関について準占有者弁済(2017年改正前民法478条)による免責を認めた。他方、払戻金を得た近親者に対して医療費等の一定の支出を除いた金額について不当利得を認め、この限りで請求を認めた(一部認容)。

その具体的内容は次のとおりである。

①代理権の付与および代理権の範囲について

かねてからAの世話をしていたY4らは、Aから、医療費等の支払いのために預貯金の払戻権限を与えられていたと認められている。その払戻権限は、あくまでもAの医療費等、Aの生活に必要なものに充てるためであって、それを超えて、Y4らが自由に消費してよいということまで認めたものではなく(贈与の主張は斥けられている)、Aは、Y4らに対し、Aの医療費等に必要限度での払戻権限を与えたものであった。そして、本件の払戻しについて、どれが医療費等の支払いのためであるのか、あるいは自ら消費するための支払いであるのか確定することは困難であり、したがって、本件の払戻しが同払戻権限に基づいて有効

にされたとは認められないと判断されている。

②銀行の過失について

基本となる一般論は、次のとおりである。「金融機関は、基本的には、通帳の所持及び払戻請求書等の印影と届出印との同一性を確認して払戻しをすれば足りるが、何らかの契機により、銀行の窓口で払戻請求をしている者が正当な受領権限を有しないのではないかとの疑いを抱くべき事情が存在した場合には、その状況に応じて社会通念上期待される確認措置を執り、正当な受領権限を有することを確認することが要求される。」

本件では、3つの銀行が被告とされているが、それぞれで対応が異なっていたものの、いずれも過失なし、とされている。

〔Y1銀行〕 Y1銀行は、窓口に来たY5をAと認識・理解して、対応していた。

Y5は、平成23年3月11日、Y1銀行のS支店において、Aの預金通帳と、A名義でY5が記載し届出印を押印した払戻請求書を提出して、80万円の払戻しを受けたが、この際、本人確認はされなかった。また、その後のY1銀行における払戻しにおいても、本人確認がされることはなかった。Y5は、払戻しの際に、同銀行の行員にAの入院の事実を言うことはなかった。

Y1銀行においては、平成15年1月1日を確認日として、Aの生年月日がCIFに登録されている。本件Y1銀行口座は、平成23年3月の時点までガスやNHK受信料の引落としが行われていた。

Y1銀行においては、窓口における100万円以上の現金支払取引にかかる本人確認は必要とされているが、同額未満の場合には特に必要とされていない。

以上の事実関係のもとで、Y5が通帳とともに、Aの名義で届出印を押捺した払戻請求書を提出して行ったものであり、その際、Y1銀行の窓口担当者が、Y5が正当な受領権限を有しないのではないかとの疑いを抱くような不審な事情があったとは認められないとされている。

Aと20歳近い年齢差のあるY5が窓口で払戻請求をしていることについて、Aの生年月日がCIFに登録されているが、Y1銀行では、窓口における100万円以上の現金支払取引にかかる本人確認は必要とされているが、同額未満の場合には特に必要とされていない。この点について、多数の顧客から持ち込まれる各種の請求を限られた時間内で円滑かつ迅速に処理することが必要である実情に照らし、この内規に従って処理することも合理性が認められる、と判断されている。

また、本件の口座の取引状況として、平成21年6月5日以降に払戻取引がない一方で、平成23年3月11日以降、相対的に頻度が高く払戻請求がされていることについて、ガスやNHK受信料の引き落としがなされ、この種の取引は行われていることや、金額・頻度に照らして、直ちに受領権限の存在を疑わせる事情とはいえない、とされている。

〔Y2銀行〕 Y2銀行は、窓口に来たY5をA本人でないと認識して、対応していた。Y2銀行は、Aの死亡を、平成25年6月19日に知った。

Y5は、平成23年3月16日、Y2銀行のS支店において、引出額30万円の払戻請求書にA名義で記載し、Aの届出印と異なる印影の判を押した上で、Aの預金通帳と保険証と共に窓口の担当行員Pに提出した。Pは、Y5に対し、Aが来店できない理由を尋ね、Y5

は、A の入院の事実、入院費の必要、従前から A の面倒を見ており、預金も管理している旨を説明した。P は、従前、主に A に窓口で対応していた行員の Q に相談し、Q は、A から「独り身で近くの親戚に面倒を見てもらっている」旨を聞いていたり、A が転倒したことを知っており、Y5 の話が、A の Q に対する言動等と一致していたので、課長と相談のうえ、100 万円未満の払戻しであったため、A の意思確認も必要ないと判断し、Y5 を A の代理人と扱うことにし、Y5 の運転免許証を確認して本人確認を済ませ、Y5 に、届出印を払戻請求書に押し直させた上で、払戻しに応じた。その後の払戻しにおいても、窓口での請求があり、P や Q が、Y5 から、A の病状や入院費等に使うという用途を聞きながら支払いに応じた。

平成 24 年の定期預金解約の際には、Q は、行内のルールでは、解約後の定期預金を普通預金に振り替える際に本人の意思確認は必要とされていないが、念のため、Y5 に対し、預金者本人の意思確認のため、Y5 の代筆ではなく A の自筆の払戻請求書で手続きするよう述べ、Y5 の A が住所や名前くらいは書ける旨の回答を踏まえ、住所と名前だけでも書いてもらうよう依頼し、Y5 は、これに即して、払戻請求書を持参し、Q は、払戻請求書の記載の内容等から A が記載したものと考え、払戻しに応じた。

Y2 銀行の預金払戻時の本人確認についての内部規定においては、100 万円以上の現払いと定期預金の中途解約は本人確認の対象となる取引とされ、取引金額が 200 万円超（現金取引）の場合には、併せて本人確認済みの確認をすることとされている。本人確認の手順・方法は、印鑑照合を確実に行之、優先順位順に〔1〕面識（ただし、定期預金の中途解約の場合は、(i)来店者が預金者本人でない場合には、責任者が預金者本人に連絡の上、意思確認を行う、(ii)来店者と面識があり、普段の取引から代理権者であると判断される場合には、(i)の省略を可とする。）〔2〕預金者本人の顔写真付証明書の提示、〔3〕預金者本人への連絡、預金者個人情報の記入及び字体の確認をすることとされている。

以上の事実関係のもと、Y2 銀行においては、用途を聞きながら支払いに応じており、A の年齢からして入院費用や介護費用などで多額の支出が必要なこともありえるのであるから、さらにその真偽についてまで調査する義務を負っていたものではないとされ、Y2 銀行は、必要な調査を行ったといえ、過失はないと判断されている。

委任状等を要求しないことや本人確認措置をそれ以上に取っていないことについては、Y2 銀行において、100 万円以上の現払いや定期預金の中途解約の際に、本人確認の対象となる取引としているところ、低額の払戻しについてもそのような取扱いを要求すると、正当な受領権限を有する者が通帳と届出印を持参しても、払戻しを即座に受けることができないう事態が生じて預金者に不測の損害が生じるおそれが出てくることなどが想定されることに鑑みれば、同取扱いを求めることは相当ではない、とされている。

A 死亡後の 310 万円の引出しについても、Y2 銀行では A 死亡の事実を把握していない段階であり、Y2 銀行では、100 万円以上の現金払いの場合に本人の意思確認を要する扱いとなっていたことや、それまでに、「多数回」来店した Y5 を、都度、代理人と判断して払戻しに応じていたことから、A の意思確認は要求されず、Y2 銀行の内部取扱いは、「迅速かつ円滑な処理を実現するために合理性を有しているものといえ、これ以上に、本人確認しなかったからといって、調査義務を怠ったということになるものではない」とされている。

〔Y3 銀行〕 Y3 銀行は、Y5 を代理人と認識して、対応していた。

平成 23 年 3 月 14 日、Y5 が、S 郵便局において、払戻請求書に必要事項を記載し、貯金通帳と Y5 の運転免許証を平成 23 年 3 月 9 日付け委任状と共に窓口へ提出した。同郵便局員 R は、委任状につき、委任者 A の住所、氏名、口座記号番号、委任内容、委任状の印影と届出印（本件貯金通帳の副印鑑）の印影の一致、受任者 Y5 の住所、氏名と実際に窓口に来ている者との同一性を Y5 の運転免許証で確認した。R は、委任者 A の意思確認のため、A の自宅に電話をかけたが、A が出なかったため、Y5 に A とつながる電話番号を聞き、その携帯電話番号（Y4 の携帯電話番号であった）に電話をかけ、電話口に出た女性に、生年月日や住所、氏名、委任内容を聞き、意思を確認して、上司に相談し確認を受けた上、払戻しに応じた。

同年 3 月 18 日に、Y5 は T 郵便局において、貯金通帳と A 名義で Y5 が記載し、届出印を押印した払戻請求書を提出して 45 万円の払戻しを受けた。

Y5 は、同年 3 月 23 日に、T 郵便局の窓口で、Y5 の運転免許証とともに委任状を提出して、払戻しを請求した。窓口の局員 S は、委任状の記載内容を確認したが、払戻請求額が高額であり、口座の解約であること、委任状の口座記号番号・委任する内容の欄と委任者・受任者の欄の字体が異なるように見えたことなどから、Y5 に対し、A との関係を質問し、Y5 から甥の妻である旨の回答を受け、A の本人確認書類の提出を求め、Y5 から提出された A の後期高齢者医療被保険者証を確認した。また、S は、登録されていた自宅電話番号に電話をかけたがつながらないため、Y5 から聞いた A の自宅の電話番号に電話をかけ、電話口に出た女性に対し、氏名、生年月日、住所を尋ね、委任状の委任内容を確認し、課長代理に相談・確認を受けて、口座の解約と払戻しに応じた。

以上の事実関係のもと、委任状等が提出され、電話での意思確認措置を履践した 3 月 14 日および 23 日の払戻しについては、払戻請求への対応の過程において、Y5 の挙動等に不審を抱かせる事情があったとは認められず、Y3 銀行は Y5 が払戻しを受ける権限についての調査義務を尽くしたといえたとされた。Y3 銀行の調査・確認措置は、十分であり、短期間に 900 万円超という金額を考慮しても、それ以上の A の事情についての情報収集については、「金融機関においてプライバシーへの配慮からいきすぎであるとも考えることも不合理ではない」とされている。また、委任状の徴求も本人の意思確認措置も取られなかった 3 月 18 日の払戻しについては、払戻請求書が代理人名義ではなく本人名義であったこと、以前 Y5 が手続をしたのとは異なる郵便局で行われており、特に不審な点が見受けられたという事情はなく、受領権限の存在を疑わせる事情があったとはいえず、また、Y3 銀行では、50 万円未満の払戻しの場合は、請求人に特段不審な点がなく、通帳に記載されている住所・氏名・届出印と払戻請求書に記載してある住所・氏名、押捺してある印影とが一致していれば、払戻請求に応じているところ、Y5 に不審な点があったわけではない中でそのような場合にも委任状の提出を求めることは、迅速かつ円滑な処理に支障をきたす可能性が高いから、特に委任状を求めなくとも過失はないとされている。

【二審判決】X の控訴に対し、二審判決は、基本的に一審判決と同様の判断を示しつつ、Y3 銀行の平成 23 年 3 月 18 日の T 郵便局における 45 万円の払戻しについては逆に一部責任

を認めている。すなわち、一審判決は、この払戻しについて、上記のとおり、代理人名義ではなく、本人名義であったこと、以前に Y5 が手続をしたのと異なる郵便局で行われ、特に不審な点が見受けられたという事情がなく、受領権限の存在を疑わせる事情があったとはいえ、委任状の徴求について内部的な運用を前提に迅速かつ円滑な処理の観点から徴求しないことも問題はないと判断していた。これに対し、二審判決は、Y3 銀行が、内部的な取扱いとして、貯金口座名義人の同居の家族以外の者が代理人（使者を含むものと解釈）として貯金の払戻しを請求する場合には 50 万円未満の払戻しの場合でも貯金者本人の委任状を求める旨を定めていたこと、かつ、そのような取扱いをすることを一般的に公表していたことから、Y3 銀行は、貯金取引をする者に対する関係において、上記内部的取扱いに従い、委任状を求めて本人の意思による貯金の払戻しであることを確認すべき注意義務を負っているとし、T 郵便局の担当者が Y5 について本人ではないことを認識したが、同居の家族であることの確認ができていないものの A の委任状の提出を求めることなく、45 万円の払戻しに応じたという事実関係のもと、Y3 銀行に過失があった（したがって民法 478 条は適用されない）と判断している。

（２）金融機関の注意義務をめぐって

来店し払戻請求をした主体が、本人以外の第三者であるが、その払戻しについては本人から有効にその権限を与えられていなかった場合には、その者への払戻しは受領権限のない者への払戻しとなり、弁済としての効力を生じないのが原則である。これに対し、預金債務者である金融機関が免責を得る構成として、民法 478 条による弁済擬制による免責および預貯金契約上の免責条項に基づく免責がある。後者については、一般に、払戻請求書等の書類に使用された印影について届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうへは、責任を負わない旨の規定が設けられている（印鑑照合。印鑑以外では署名や暗証の照合も予定される）。両者の関係については、後者の約定の免責条項は、民法 478 条の無過失要件において要求される注意義務の程度を引き下げるものではないと解されているが、注意義務を尽くしたかどうかの判断の具体的内容を、印鑑照合（または署名・暗唱照合）に集約し、そこに不審な点があれば次の確認措置が求められるという段階的構成を形成するのに寄与している。その結果、来店者への払戻しについては、相当な注意をもって印鑑照合を行い、合致を認めて払い戻した場合には、基本的に、金融機関として注意義務を尽くしたことになるが、受領権限を疑わせる不審な事情があるときはさらなる確認措置を取る必要があるという判断枠組が裁判例において一般化している²⁴。本件の一審判決および二審判決もこの判断枠組に依拠している。

この判断枠組は、通帳および届出印の重要性は預金者（預金名義人・預金取引相手方）の認識・理解するところであり、通帳および届出印を来店者が保持していることは、一般に、その者が本人であるか、本人から委託を受けたものと推認され、不審な事情のない限りは、払戻請求・受領権限を有するものと推測されるという考えによっていると理解される。来店

²⁴ 詳細は、林鉦司「代理人と称する者に対する預金払戻しについて金融機関の本人意思確認に過失があるとされた事例」金判 1486 号 28 頁、特に 30 頁以下（2016）参照。

者が本人でないことがわかったときは、委任状の徴求や本人への確認など来店者の権限について確認するのが一般的に求められる行動である。また、同居の親族の場合は通帳や届出印も持ち出しやすいため、通帳や届出印の所持による権限付与の推定力は低いはずである。にもかかわらず、窓口での口頭確認と観察からさらなる不審事情がないときには、払戻しによる免責が認められるのは、ここに、日常・大量の行為であり、かつ、迅速・円滑な払戻しが要求されるという預金払戻しの特殊性があり、そのような要請とのバランスの中で、金融機関の注意義務が定まるからであろう。

注意義務を尽くしたかどうかは、個別性が強く、事情の総合判断となるため、最低限の確認・調査の線を一律に引くのは難しい²⁵。来店の取引の場合は、それに応接する担当者の行動が専ら問題となっているが、しかし、不審事情の検知や権限等の確認のためのシステム設計の必要性が説かれており、適切なシステムを構築しているかも、注意義務の判断において考慮されうると考えるべきであろう。たとえば、Y1 銀行では、本人と来店者の間に 20 歳近い年齢の開きがあったが、窓口担当者の端末では年齢等の情報は表示されないものとなっていた点について、本来の権利者を認識しない支払システムでも、印影の同一性と金融機関職員の観察で問題がなければ過失なしとしてよいかは疑問が生じる、と指摘されている²⁶。個人情報の取扱いとの兼ね合いがあるとはいえ、預金取引の安定性という点から、システムの検証の必要があると思われる²⁷。特に、印影については、現在の技術水準から偽造が容易になっていることから、印影照合に依拠した確認措置をこのまま維持できるのか、補充的な、あるいは代替的な確認措置が要請されつつあるように思われる²⁸。

最後に、確認・調査措置に関する内部ルールについて一言しておきたい。本件の一審判決と二審判決とで、Y3 銀行の過失の有無について判断が分かれたのは、この内部ルールについての評価の違いゆえであると考えられる。一審においても、X らが、Y3 銀行が内部ルールを広報していることを主張していたが、一審判決は、この主張について内部ルールの基準を満たさないものであった担当者の行為について、窓口観察から不審事情がない以上、印影照合を超える確認措置を要しないと判断した。これに対し、二審判決は、内部ルールが公表されていたことを重視し、取引相手方に対してそのレベルの確認措置を取することを約束していたと評価していると思受けられる。ここには、内部ルールは、あくまで金融機関側の内部的な事務取扱いを定めているにすぎないが、それが、金融機関の約束となることがあり、そのような約束化・契約上の義務への取込みをもたらすのが、その公表であるにとらえられているものと思われる。内部的な取扱いの公表は、例えば、他行よりもより低い額で委任状の徴求や本人の意思確認措置を取ることとしている点でより安全に重視した姿勢であることを打ち出すとか、相手方に対してもその分、迅速性・円滑性が減じられる面があることを甘受するよう求めるとか、複数の趣旨があると考えられるが、広く謳うことは、それを約束していると見ることはできよう。もっとも、内部ルールの公表自体は、透明性の確保や（複

²⁵ 下級審裁判例の判断が区々であることにつき谷健太郎「超高齢社会における金融業務のあり方」金法 2146 号 5 頁（2020）。

²⁶ 桑田・前掲注（23）21 頁。

²⁷ ATM による取引につき、最判平成 15 年 4 月 8 日民集 57 卷 4 号 337 頁。

²⁸ 桑田・前掲注（23）21 頁。

数の金融機関間の) 比較情報の提供・預金者の選択のための情報の提供という観点から望ましいものと思われるが、公表をしたとたんに、契約上の注意義務となるとするならば公表を委縮させることにもなりかねないのも懸念される。内部ルールには、ベストプラクティスであるものもありうる。しかし、通常、内部ルールは実現不能な内容を定めるものではなく、合理的に取りうる適切な措置と各金融機関が判断して定めているものであろうから、それを履践していないことは一般的には過失判断に結びつきやすいといえよう。一方、一定金額（100万円、50万円）未満の場合に確認措置・調査事項を簡略化するのは、金融機関が金額を考慮してそのリスクを取っているのであって、免責すなわちそのリスクを相手方に転嫁できることを正当化するものではないから、内部ルールに従っていれば、注意義務を尽くしたことになるわけではないことにも留意する必要がある。

【付記】一般社団法人全国銀行協会は、2021年（令和3年）2月18日、「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方について」を公表している。